

◎東京地方検察庁記録事務細則

(平成25年3月29日東地企第196号検事正訓令)

検察官・検察事務官あて

改正 平成26年3月28日東地企第157号

平成27年9月28日東地企第188号

平成28年5月17日東地企第130号

平成31年3月 8日東地企第 88号

令和 4年3月23日東地企第128号

東京地方検察庁記録事務細則

目次

第1章 通則

第1条 趣旨

第2章 保管記録及び再審保存記録

第1節 保管記録の保管及び巡回等

第2条 裁判書と裁判書以外の保管記録の分離及び保管番号等の表示の方式

第3条 保管記録の巡回等

第4条 保管記録の保管方法等

第5条 保管期間の延長

第2節 再審保存記録の保存等

第6条 再審保存に関する決定等

第7条 再審保存記録の保存

第3節 廃棄

第8条 保管記録廃棄手続開始前の裁判所に対する照会

第9条 保管記録の廃棄手続

第10条 削除

第11条 再審保存記録の廃棄

第4節 閲覧及び謄写

第12条 閲覧及び謄写に付随する事務の所管

第13条 閲覧請求者等に対する義務の告知等

第14条 閲覧又は謄写に供する保管記録等の汚損、損傷、滅失などの防止措
置

第15条 閲覧及び謄写に関する書類の整理

第3章 裁判所不提出記録

第16条 一時保管

第17条 保管

第18条 廃棄

第4章 不起訴記録

第19条 不起訴記録の巡回等

第20条 不起訴記録の保存

第21条 保存期間の表示

第22条 保存期間の延長

第23条 廃棄

第5章 刑事参考記録及び刑事参考不起訴記録

第24条 檢察官の報告義務等

第25条 新たに終結した事件の記録の指定上申手続等

第26条 現に保管又は保存している記録の指定上申手続等

第26条の2 弁護士会、裁判所、学術研究者等から刑事参考記録等として保存に関する要望があった事件の記録の指定上申手続等

第27条 指定の解除手続等

第28条 再審手続のための保存についての報告

第29条 廃棄及び閲覧等

第6章 費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録

第30条 保存方法

第31条 廃棄

第7章 捜査・公判参考記録

第32条 檢察官等による取扱い

第33条 記録担当事務官等による取扱い

第34条 指定部における取扱い等

第8章 記録の借出し及び貸出し等

第35条 保管検察官等の属する検察庁の職員による借出しの依頼

第36条 保管検察官等の属する検察庁の職員に対する貸出手続

第37条 他の検察庁等の職員に対する貸出手続

第38条 他の検察庁等の職員に対する貸出手続の特例

第39条 借り出した者の一般的義務

第40条 返還

第41条 貸出記録の返還請求

第42条 裁判書の貸出しの禁止

第43条 職員による裁判書謄本等の作成・交付の請求

第44条 裁判書謄本等の交付等嘱託

附則

東京地方検察庁記録事務細則書式例

第1章 通則

(趣旨)

第1条 東京地方検察庁本庁（以下「本庁」という。）、立川支部（以下「支部」という。）及び管内区検察庁における保管記録、再審保存記録及び刑事参考記録並びに裁判所不提出記録、不起訴記録、刑事参考不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の保管、保存等に関する事務の取扱手続は、刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号。以下「法」という。）、刑事確定訴訟記録法施行規則（昭和62年法務省令第41号。）、昭和62年12月14日法務省告示第953号、記録事務規程（平成25年3月19日付け法務省刑総訓第6号法務大臣訓令。以下「規程」という。）、昭和62年12月14日付け法務省刑総第1019号法務省刑事局長依命通達「記録事務規程の運用について」、平成25年3月19日付け法務省刑総第409号法務省刑事局長依命通達「記録事務規程の改正について」、同年3月26日付け東高検二第635号東京高等検察庁検事長通達「記録事務取扱要領について」（以下「検事長要領」という。）、平成22年4月27日付け法務省刑総第653号法務省刑事局長依命通達「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う記録事務規程の一部を改正する訓令について」、同23年6月10日付け法務省刑総第719号法務省刑事局長依命通達「記録事務規程の一部を改正する訓令の運用等について」及び同日付け法務省刑事局総務課長通知「記録事務規程の一部を改正する訓令」及び「記録事務規程の一部を改正する訓令の運用等について」の運用についての定めるところによるほか、この細則の定めるところによって行うものとする。

第2章 保管記録及び再審保存記録

第1節 保管記録の保管及び巡回等

（裁判書と裁判書以外の保管記録の分離及び保管番号等の表示の方法）

第2条 記録担当事務官は、規程第3条第1項の規定により、検察総合情報管理システム（以下「検察システム」という。）の確定記録情報を作成したときは、裁判書と裁判書以外の保管記録とを分離し、裁判書についてはその初葉欄外に、裁判書以外の保管記録についてはその表紙の適宜な箇所にそれぞれ保管番号のほか、裁判確定年次、記号、保管期間等を別表1に掲げる表示の方式に従って記載する。

（保管記録の巡回等）

第3条 記録担当事務官は、前条に規定する手続が終わったときは、次表に掲げる区分に従って巡回票を作成し、これを裁判書及び裁判書以外の保管記録に添えて関係各担当事務官に巡回する。

裁判が確定した 審級等による区分	巡回票の区分
---------------------	--------

第一審で確定した被告事件に 係る保管記録	第一審確定事件保管記録巡回票
上訴審で確定した被告事件に 係る保管記録	上訴審確定事件保管記録巡回票
刑事訴訟法第6編又は交通事 件即決裁判手続法に定める手 続（以下「略式又は即決裁判 手続」という。）で確定した 被告事件の保管記録	略式等手続確定事件保管記録巡回票

2 管内区検察庁においては、前項の規定にかかわらず、関係各担当事務官において当該保管記録の巡回を受けたことを明らかにするなどの必要な措置を講じた上で、巡回票の作成を省略することができる。

（保管記録の保管方法等）

第4条 記録担当事務官は、保管記録の関係各担当事務官への巡回が終わったときは、裁判書には背表紙（様式第1号）を、裁判書以外の保管記録には背表紙（様式第2号）をそれぞれ付して保管する。ただし、裁判書以外の保管記録を保管する場合において、書箱に格納して保管するときは、当該書箱に背表紙（様式第2号）と同様の表示をした上で保管することができる。

（保管期間の延長）

第5条 検察官及び検察事務官は、保管記録の保管期間を延長する必要があると認めるときは、その旨を保管検察官に文書で通知しなければならない。

- 2 保管検察官は、保管記録の保管期間を延長する必要があると認めるときは、保管記録保管期間延長決定書（様式第3号）を作成する。
- 3 記録担当事務官は、保管記録の保管期間が延長されたときは、当該保管記録の表紙等に検事長要領第4に定める事項を朱書し、他の保管記録と区分して保管する。

第2節 再審保存記録の保存等

（再審保存に関する決定等）

第6条 支部及び管内区検察庁の保管検察官が保管記録を再審保存記録として保存しようとするとき又は再審保存記録の保存期間を延長しようとするときは、本庁総務部長を経由して検事正の指示を受ける。

- 2 公判立会検察官は、被告人が弁論の終結に至るまで真犯人でない旨の主張を維持するなど、再審の請求が予測される事実を知ったときは、その旨を裁判所不提

出記録表紙の適宜な箇所に朱書するとともに、再審保存記録決定相当通知書（様式第4号）により保管検察官に通知する。

- 3 保管検察官以外の検察官において、被告事件終結後、再審の請求が予測される事実を知ったときも、前項に規定するところに準じ、その旨を保管検察官に通知する。
- 4 本庁検察官が前2項の規定に基づき再審保存記録決定相当通知書により保管検察官に通知するときは、所属部長を経由するものとする。

（再審保存記録の保存）

第7条 再審保存記録を保存するときは、記号及び再審保存番号を再審保存記録の表紙の適宜な箇所に「**④ 第 号**」と朱書し、第4条に準じ、同条に定める背表紙（様式第2号）を付して保存する。

第3節 廃棄

（保管記録廃棄手続開始前の裁判所に対する照会）

第8条 記録担当事務官は、保管期間が満了した保管記録の廃棄目録（規程様式第7号）を作成しようとする場合において、当該保管記録中に上訴審で確定した被告事件の保管記録があるときは、当該上訴審裁判所に対しても、再審請求があつた旨の検察官への通知が未了である事件の有無を照会しなければならない。

（保管記録の廃棄手続）

第9条 保管検察官は、保管期間が満了した保管記録について、記録担当事務官から廃棄目録が提出されたときは、その記載を確認してこれを検事正に提出し、その指示を受ける。

- 2 支部及び管内区検察庁の保管検察官が前項の規定に基づき廃棄目録を検事正に提出するときは、本庁総務部長を経由するものとする。
- 3 保管検察官は、検事正から廃棄の指示を受けた保管記録について、記録担当事務官をして廃棄の手続をさせる。
- 4 記録担当事務官は、前項の規定により保管記録を廃棄したときは保管検察官に報告する。
- 5 保管記録の廃棄は、毎年1回以上、これを溶解、焼却その他適宜な方法により行う。

第10条 削除

（再審保存記録の廃棄）

第11条 第8条及び第9条の規定は、再審保存記録の保存期間が満了した場合に準用する。

第4節 閲覧及び謄写

（閲覧及び謄写に付随する事務の所管）

第12条 保管記録及び再審保存記録の閲覧及び謄写に付随する事務は、本庁においては記録担当統括検務官、支部及び東京区検察庁（道路交通部を除く。）において

ては検務第二担当統括検務官、東京区検察庁道路交通部においては事件・記録担当統括検務官、その他の管内区検察庁においては統括検務官又は検務専門官（統括検務官の置かれていない府に限る。）（以下「記録担当統括検務官等」という。）が保管検察官の命を受けて行う。

（閲覧請求者等に対する義務の告知等）

第13条 記録担当統括検務官等は、保管記録又は再審保存記録を閲覧請求者等に閲覧又は謄写させるに当たっては、閲覧請求者等に対して法第6条に規定する閲覧者の義務を告げた上で、閲覧又は謄写させなければならない。ただし、閲覧請求者等が弁護士である場合には、特に必要であると認められる場合のほかは、これを告げることを要しない。

（閲覧又は謄写に供する保管記録等の汚損、損傷、滅失などの防止措置）

第14条 記録担当統括検務官等は、閲覧又は謄写に供する保管記録又は再審保存記録の汚損、損傷、滅失などを防ぐため、立会人を置くなど適切な措置を講じなければならない。

2 記録担当統括検務官等は、次に掲げる場合には、直ちに閲覧又は謄写を中止させた上、その旨を保管検察官に報告し、その指示を受けなければならない。

(1) 閲覧又は謄写をする者が保管記録等を汚損、損傷、滅失するなどのおそれがあると認められるとき。

(2) 閲覧又は謄写をする者が保管検察官のした指定又は記録担当事務官の指示に従わないとき。

（閲覧及び謄写に関する書類の整理）

第15条 記録担当統括検務官等は、保管記録及び再審保存記録の閲覧及び謄写事務手続において提出又は作成された書類を閲覧又は謄写の請求ごとに一括し、請求年次別に一連の整理番号を付し、その整理番号順に整理する。

第3章 裁判所不提出記録

（一時保管）

第16条 保管検察官が裁判所不提出記録の送付を受けたときは、記録担当事務官は、裁判所不提出記録表紙の所定の欄に整理番号を記載し、検察システムの不提出記録情報を作成した上、保管記録の送付を受けるまで、当該裁判所不提出記録を整理番号順に整理して一時保管する。

（保管）

第17条 保管検察官が保管記録の送付を受けたときは、記録担当事務官は、前条の規定により一時保管中の裁判所不提出記録の表紙の所定の欄に当該保管記録の保管番号を記載し、保管記録とともに関係各担当事務官に巡回した上、保管する。

2 管内区検察庁において、道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式（以下「交通切符」という。）及び反則金不納付事件迅速処理のための共用書式（以下「交通反則切符」という。）に係る裁判所不提出記録は、巡回を省略すること

ができる。この場合、保管期間及び略式命令請求日ごとに一括した上、裁判所不提出記録表紙を添付して保管することができる。

- 3 保管検察官が保管記録を再審保存記録として保存するときは、記録担当事務官は、裁判所不提出記録の表紙の適宜な箇所に再審保存記録の保存番号を朱書した上、再審保存記録と共に保存する。

(廃棄)

第18条 第9条の規定は、裁判所不提出記録の保管期間又は保存期間が満了した場合に準用する。この場合には、保管期間又は保存期間の満了した保管記録又は再審保存記録の廃棄目録の備考欄に裁判所不提出記録の有無を記載すれば足り、廃棄目録は作成することを要しない。

第4章 不起訴記録

(不起訴記録の巡回等)

第19条 事件担当事務官（本庁においては各検察部事務担当、支部においては捜査担当、東京区検察庁（道路交通部を除く。）においては刑事部事務担当）は、検察官から不起訴記録が送付されたときは、不起訴記録通付票を当該不起訴記録に添えて関係各担当事務官に巡回する。ただし、管内区検察庁にあっては、同通付票の作成を省略することができる。

(不起訴記録の保存)

第20条 記録担当事務官は、不起訴記録の関係各担当事務官への巡回が終わったときは、検察システムの不起訴記録情報を作成する。

- 2 記録担当事務官は、前項に規定する検察システム情報を作成したときは、不起訴裁定書（事件事務規程（平成25年法務省刑総訓第1号大臣訓令。以下同じ。）様式第117号）の所定の欄（規程第25条の表第3号(2)の不起訴記録については、その不起訴裁定書等の適宜な箇所）に保存番号のほか不起訴裁定の年次、記号等を別表2に掲げる表示の方式に従って記載し、不起訴記録には背表紙（様式第5号）を付して保存する。ただし、不起訴記録を書箱に格納して保存するときは、当該書箱に背表紙（様式第5号）と同様の表示をした上で保存することができる。

(保存期間の表示)

第21条 記録担当事務官は、規程第25条の表第1号の不起訴記録を保存するときは、その上部欄外余白に保存期間を朱書する。

(保存期間の延長)

第22条 検察官は、不起訴記録の保存期間を延長する必要があると認めるときは、その旨を規程第25条及び第26条の規定により不起訴記録を保存する検察官（以下「保存検察官」という。）に文書で通知しなければならない。

- 2 保存検察官は、不起訴記録の保存期間を延長する必要があると認めるときは、不起訴記録保存期間延長決定書（様式第6号）を作成する。

- 3 記録担当事務官は、不起訴記録の保存期間が延長されたときは、当該不起訴記録の不起訴裁定書に検事長要領第4に定める事項を朱書し、他の不起訴記録と区分して保存する。

(廃棄)

第23条 第9条の規定は、不起訴記録の保存期間が満了した場合に準用する。

第5章 刑事参考記録及び刑事参考不起訴記録

(検察官の報告義務等)

第24条 検察官は、捜査及び処分を行った被疑事件又は公判立会をした被告事件の記録が、刑事参考記録又は刑事参考不起訴記録（以下「刑事参考記録等」という。）に当たると思料するときは、刑事参考記録・刑事参考不起訴記録指定上申相当報告書（様式第7号。以下「指定上申相当報告書」という。）により、本庁及び東京区検察庁の検察官にあっては所属部長、支部の検察官にあっては支部長、管内区検察庁の検察官にあってはその庁の庁務を掌理する検察官（以下「部長等」という。）に、その旨を報告しなければならない。

- 2 部長等は、前項の報告に係る記録が刑事参考記録等に当たると思料するときは、指定上申相当報告書を記録担当事務官に送付して、その旨を通知する。
- 3 記録担当事務官は、指定上申相当報告書の送付を受けたときは、これに送付を受けた順の一連番号を付して保管する。
- 4 記録担当事務官は、指定上申相当報告書に係る記録の送付を受けたときは、保管又は保存に関する事務を行った上、当該保管記録、再審保存記録又は不起訴記録の表紙の適宜な箇所に「(参)」と朱書して、刑事参考記録等としての指定上申の選定対象となるべき記録であることを表示した上、検察システムに同様の事項を登録する。

(新たに終結した事件の記録の指定上申手続等)

第25条 保管検察官及び保存検察官（以下「保管検察官等」という。）は、毎年1月20日までに、前条第2項の通知に係る記録のうち前年1月1日から12月末日までの間に判決（略式命令等を含む。）又は不起訴処分があった事件に係るもの、指定相当刑事参考記録・刑事参考不起訴記録選定上申書（様式第8号。以下「選定上申書」という。）に取りまとめた上、これにより、刑事局長に対する次項の報告について、検事正に指示を求める。この場合において、支部及び管内区検察庁の保管検察官等が検事正に指示を求める場合は、本庁総務部長を経由するものとする（第26条第1項、第26条の2第1項及び附則第2条第1項において同じ。）。

- 2 検事正が前項の選定上申書に係る記録のうち将来刑事参考記録等として指定されるべきであると認めたものについては、毎年2月10日までに、刑事参考記録・刑事参考不起訴記録指定相当事件報告書（平成11年11月11日付け法務省刑総第1333号（例規）法務省刑事局長依命通達「刑事参考記録及び刑事参考

不起訴記録の指定について」別紙様式。以下「指定相当事件報告書」という。)により刑事局長に報告する。

- 3 前項の報告に係る記録について、刑事局長（上訴審対応検察庁の長を経由する場合を含む。）から、将来刑事参考記録等として指定すべき事件の記録として通知を受けた場合においては、記録担当事務官は、当該記録の表紙に朱書されている「(参)」の表示を朱書により「(刑参)」と変更して、将来刑事参考記録等としての指定を上申する記録（以下「指定上申対象記録」という。）であることを表示した上、検察システムに同様の事項を登録する。
- 4 指定上申対象記録の保管期間又は保存期間の満了日のおおむね3か月前に達したときは、法務大臣に対して、刑事参考記録等指定上申書（規程様式第13号。以下「指定上申書」という。）により、刑事参考記録等として保存することが適当である旨を上申する。
- 5 前項の上申に係る記録が刑事参考記録等に指定された場合は、本庁総務部長は、刑事参考記録等指定通知書（様式第9号）により、部長等に、刑事参考記録等として指定を受けた旨通知する。
- 6 支部及び管内区検察庁の保管検察官等は、前項の通知を受けたときは、当該記録を本庁総務部長に引き継ぐ。
- 7 刑事参考記録等の保存は、記録担当が行う。この場合においては、当該刑事参考記録等の表紙の適宜な箇所に、記号及び刑事参考記録保存番号又は刑事参考不起訴記録保存番号を「⑥第 号」又は「不参第 号」と記載する。

（現に保管又は保存している記録の指定上申手続等）

第26条 保管検察官等は、毎年11月25日までに、第24条第2項の通知に係る記録のうち翌年1月1日から12月末までの間に保管期間又は保存期間の満了日が到来するものを、選定上申書に取りまとめた上、これにより、刑事局長に対する次項の報告について、検事正に指示を求める。

- 2 検事正が前項の選定上申書に係る記録のうち刑事参考記録等として指定されるべきであると認めたものについては、毎年12月1.5日までに、指定相当事件報告書により刑事局長に報告する。
- 3 前項の報告に係る記録について、刑事局長から、刑事参考記録等として指定すべき事件の記録として通知を受けた場合においては、法務大臣に対して、指定上申書により、刑事参考記録等として保存することが適当である旨を上申する。

- 4 前条第4項から第7項までの規定は、前項の場合にも適用する。

（弁護士会、裁判所、学術研究者等から刑事参考記録等として保存に関する要望があった事件の記録の指定上申手続等）

第26条の2 保管検察官等は、毎年1月20日までに、前年1月1日から12月末までの間に弁護士会、裁判所、学術研究者等から刑事参考記録等として保存に関する要望があった事件の記録（第25条5項により刑事参考記録等として指定

すべき事件の記録である旨通知されているものを除く。以下「保存に関する要望があつた保管等記録」という。) のうち刑事参考記録等として指定されるべきであると思料するものを選定上申書に、刑事参考記録等として保存の必要がないと思料するものを刑事参考記録・刑事参考不起訴記録指定要望申出事件指定不要報告書(様式第8号の2。以下「指定不要報告書」という。)にそれぞれ取りまとめた上、これにより、刑事局長に対する次項の各報告について、検事正に指示を求める。

- 2 検事正が前項の選定上申書及び指定不要報告書に係る記録のうち刑事参考記録等として指定されるべきであると認めたものについては指定相当事件報告書により、刑事参考記録等として保存の必要がないと思料するものについては刑事参考記録・刑事参考不起訴記録指定要望申出事件検討結果報告書(平成11年11月11日付け法務省刑総第1333号(例規)法務省刑事局長指名通達「刑事参考記録及び刑事参考不起訴記録の指定について」別紙様式。)により、毎年2月10日までにそれぞれ刑事局長に報告する。
- 3 前項の各報告に係る記録について、刑事局長(上訴審対応検察庁の長を経由する場合を含む。)から、将来刑事参考記録等として指定すべき事件の記録として通知を受けた場合においては、記録担当事務官は、当該記録の表紙の適宜な箇所に「(刑参)」と朱書して、指定上申対象記録であることを表示した上、検察システムに同様の事項を登録する。
- 4 第25条第4項から第7項までの規定は、前項の場合にも適用する。

(指定の解除手続等)

第27条 本庁総務部長は、保存している刑事参考記録等について、保存する必要がないと思料するときは、指定解除相当刑事参考記録等選定上申書(様式第10号)により検事正に指示を求める。

(再審手続のための保存についての報告)

第28条 支部及び管内区検察庁の保管検察官が規程第22条第1項の規定により検事正に通知を行うときは、本庁総務部長を経由するものとする。また、同項に基づく法務大臣への報告の手続は、本庁総務部長が行うものとする。

(廃棄及び閲覧等)

第29条 第9条(ただし、廃棄目録等を検事正に提出し、その指示を受けることに関する部分を除く。)の規定は、刑事参考記録等の指定が解除された場合(再審の手続のために保存されている刑事参考記録について指定が解除された場合を除く。)に準用する。この場合において「保管検察官」とあるのは「検事正」と読み替えるものとする。

- 2 前項及び第18条後段の規定は、刑事参考不提出記録の保存期間が満了した場合に準用する。
- 3 第12条から第15条までの規定は、刑事参考記録について閲覧又は謄写の申

出があった場合に準用する。この場合において、「保管検察官」とあるのは「検事正」と読み替えるものとする。

第6章 費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録

(保存方法)

第30条 費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録（裁判書を含む。）は、当該事件に係る被告事件の裁判書以外の保管記録に編てつして保存する。

(廃棄)

第31条 第9条（ただし、廃棄目録等を検事正に提出し、その指示を受けることに関する部分を除く。）及び第18条後段の規定は、費用補償請求事件又は刑事補償請求事件記録の保存期間が満了した場合に準用する。この場合において、「保管検察官」とあるのは、本庁及び東京区検察庁にあっては「検事正」、支部にあっては「支部長」、その他の管内区検察庁にあっては「庁務を掌理する検察官」とそれぞれ読み替えるものとする。

第7章 捜査・公判参考記録

(検察官等による取扱い)

第32条 検察官は、捜査及び処分の決定を取り扱った被疑事件又は公判立会をした被告事件の記録を他の事件の捜査及び公判遂行上参考として保存する必要があると認めるときは、部長等の指示を受け、保管（又は保存）期間満了後、検察庁事務章程（昭和60年4月6日付け法務省訓令第1号）別表第2に掲げる所管事務に応じて、本庁のいずれかの部に捜査（又は公判）参考記録として引き継ぐ旨を次に掲げる箇所に朱書する。

- (1) 公判請求事件については、起訴状写しの欄外の適宜な箇所
- (2) 他の検察庁に対する移送事件については、移送書又は移送票の適宜な箇所
- (3) 不起訴事件については、不起訴裁定書の右欄外余白

2 公判担当事務官は、前項第1号の裁判所不提出記録を記録担当事務官に送付するときは、当該裁判所不提出記録の表紙の適宜な箇所に同様の事項を朱書する。

(記録担当事務官等による取扱い)

第33条 記録担当事務官は、前条第1項に規定する事項が朱書された裁判所不提出記録が保管記録と共に保管されることとなったとき又は不起訴記録が保存されることになったときは、検察システムに同様の事項を登録する。この場合には、裁判書以外の保管記録の表紙の適宜な箇所にも同様の事項を朱書する。保管記録を再審保存記録として保存することになった場合も、同様とする。

2 保管検察官等は、前項の規定に基づき保管又は保存した保管記録若しくは再審保存記録又は不起訴記録の保管期間又は保存期間が満了したときは、検事正の指示を受けた上、前条第1項において引継ぎを受けると指定された部（以下「指定部」という。）に捜査・公判参考記録として引き継ぎ、記録担当事務官をしてその引継年月日を把握させる。

(指定部における取扱い等)

第34条 前条第2項の規定に基づき捜査・公判参考記録の引継ぎを受けた指定部の事務担当次席捜査官又は統括捜査官（以下「事務担当次席捜査官等」という。）は、捜査・公判参考記録保存簿（様式第11号）に所定の事項を登載した上、当該捜査・公判参考記録を保存番号順に整理して保存する。

- 2 捜査・公判参考記録保存簿の保存番号は、記録担当事務官から指定部の事務担当次席捜査官等が捜査・公判参考記録を引き継いだ順の一連番号とする。
- 3 指定部の部長は、捜査・公判参考記録を保存する必要がないと認めるに至ったときは、当該指定部の事務担当次席捜査官等に捜査・公判参考記録廃棄目録（様式第12号）を作成させてこれを検事正に提出し、その指示を受ける。
- 4 指定部の事務担当次席捜査官等は、前項の規定により検事正から廃棄の指示を受けたときは、廃棄命令年月日が記載された捜査・公判参考記録廃棄目録の写し1部を捜査・公判参考記録に添付して記録担当統括検務官に引き継ぐとともに、捜査・公判参考記録保存簿に引継年月日を記載する。
- 5 記録担当統括検務官は、前項の規定により捜査・公判参考記録の引継ぎを受けたときは、第9条第5項に定める方法により廃棄した上、その旨を指定部の事務担当次席捜査官等に通知する。
- 6 指定部の事務担当次席捜査官等は、前項の規定により通知を受けたときは、捜査・公判参考記録廃棄目録の原本の所定の欄に廃棄年月日を記載する。

第8章 記録の借出し及び貸出し等

(保管検察官等の属する検察庁の職員による借出しの依頼)

第35条 保管検察官等の属する検察庁の職員（保管検察官等と庁舎を異にする職員を除く。）が、その属する検察庁の保管記録、再審保存記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、刑事参考記録及び刑事参考不起訴記録（以下「記録」という。）の借出しを依頼しようとするときは、記録借出票（様式第13号）に所定の事項を記載した上、記録担当統括検務官等に提出しなければならない。

- 2 記録の借出期間は、これを借り出した日から3か月以内とする。

(保管検察官等の属する検察庁の職員に対する貸出手続)

第36条 記録担当事務官は、借出票の提出があったときは、当該記録の保管又は保存箇所に記録貸出票（様式第14号）を差し入れて記録を取り出し、その表紙に所定の事項を記載した貸出付箋（様式第15号）を貼付して依頼者に貸し出す。

- 2 記録担当統括検務官は、借出依頼のあった記録が刑事参考記録等であるときは、前条第1項の規定により提出された借出票を本庁総務部長を経由して検事正に提出し、その許可を受けた上で前項の手続を行わせるものとする。

(他の検察庁等の職員に対する貸出手続)

第37条 記録担当統括検務官等は、保管検察官等の属する検察庁以外の検察庁又は関係機関（以下「他の検察庁等」という。）の職員（保管検察官等と庁舎を異に

する職員を含む。) から記録の借出依頼を受けたときは、依頼者から借出しの理由、借出しの期間を明記した書面を徴し、これを保管検察官等に提出しなければならない。

- 2 保管検察官等が前項の依頼を受けた記録の貸出しを許可したときは、記録担当統括検務官等は、前条に規定する手続に準じ、当該記録の貸出手続を行う。この場合には、借出依頼があった記録は、記録送付書を添付して依頼者に送付し、その者から記録受領(借用)書を徴する。
- 3 保管検察官等が第1項の依頼に係る記録の貸出しを許可しないこととしたときは、記録担当統括検務官等は、その旨を電話など適宜な方法により、依頼者に通知する。

(他の検察庁等の職員に対する貸出手続の特例)

第38条 記録担当統括検務官は、次の各号に掲げる関係機関の職員から東京地方検察庁及び東京区検察庁(道路交通部を除く。)において保管又は保存している記録の借出依頼があり、その依頼が公務のため急を要するものであるときは、前条の規定にかかわらず、第35条及び第36条に規定する手続により当該記録の貸出しをすることができる。

- (1) 法務省
- (2) 法務総合研究所
- (3) 最高検察庁及び東京高等検察庁

(借り出した者の一般的義務)

第39条 記録を借り出した者は、常に細心の注意を払って当該記録を使用及び保管し、その汚損、破損、散逸及び紛失等の事故防止に努めるとともに、これを他に転貸してはならない。

(返還)

第40条 記録を借り出した者は、用済み後は速やかに記録を記録担当統括検務官等に返還しなければならない。ただし、やむを得ず借出期間内に返還できないときは、借出手続を更新しなければならない。

- 2 借り出した記録は、原状のまま返還しなければならない。
- 3 記録担当事務官は、貸し出した記録が返還されたときは、貸出付箋を取り除き、記録貸出票を取り出して所定の保管又は保存箇所に収納する。当該記録を借り出した者から記録借出票の提出を受けているときは、その所定の欄に返還年月日及び記録受領者氏名を記載して借り出した者に交付する。

(貸出記録の返還請求)

第41条 記録担当統括検務官等は、貸し出した記録が返還予定日までに返還されないとき又は借出手続が更新されないときは、貸出記録返還請求書を作成して当該記録を借り出した者に送付し、これを速やかに返還又は借出手続の更新をさせなければならない。

(裁判書の貸出しの禁止)

第42条 裁判書は、貸し出すことができない。

(職員による裁判書謄本等の作成・交付の請求)

第43条 職員は、裁判書謄本、抄本又は写しの作成・交付を請求するときは、裁判書謄本等請求書（様式第16号）に所定の事項を記載して記録担当統括検務官等に提出しなければならない。

(裁判書謄本等の交付等嘱託)

第44条 保管検察官は、保管検察官が属する検察庁で保管する裁判書について、他庁の検察官に対し、謄本又は抄本の交付、手数料の徴収など訴訟関係人に対する謄本等交付に関する諸事務を嘱託するときは、裁判書謄本・抄本交付嘱託書（様式第17号）による。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(現に保管又は保存している記録の指定上申手続等)

第2条 保管検察官等は、当分の間、毎年11月25日までに、翌年1月1日から12月末日までの間に保管期間又は保存期間の満了日が到来する記録であって満了日以降は捜査・公判参考記録として指定部に引き継ぐべき記録とされているものについて、指定部の長が刑事参考記録等に当たると思料するものを選定上申書に取りまとめた上、これにより、刑事局長に対する次項の報告について、検事正に指示を求める。

2 本則第26条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に適用があるものとする。この場合において、第4項中「前条」とあるのは、「本則第25条」とする。

(保存番号の表示の方式)

第3条 平成23年7月31日以前に事件事務規程第75条第2項第20号の裁定主文により不起訴の裁定をした不起訴記録の保存につき、別表2に掲げる表示の方式に従って不起訴裁定書の所定の欄に記載した記号等については、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表1

裁判の確定した審級による区分	裁判書以外の保管記録の区分		保管番号等の表示の方式
	裁判の内容又は手続による区分	裁判により処せられた刑、裁判を受けた罪又はその法定刑の種類・輕重等による区分	
第一審で確定した被告事件に係る保管記録	刑に処する裁判により終結した被告事件の保管記録	死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する裁判に係るもの	年(一) 50年第号
		20年を超える有期懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの	年(一) 30年第号
		10年以上20年以下の有期懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの	年(一) 20年第号
		5年以上10年未満の有期懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの	年(一) 10年第号
		刑の一部の執行猶予を言い渡す裁判に係るもの	年(一) 8年第号
		5年未満の有期懲役又は禁錮に処する裁判（刑の一部の執行猶予を言い渡す裁判を除く。）に係るもの	年(一) 5年第号
	略式又は即決裁判手続により終結した被告事件の保管記録	罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの	年(一) 3年第号
		下記2欄以外のもの	年(略) 第号
		道路交通法第8章の罪又は自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条若しくは第18条の罪に係るもの（仮納付事件に係るものと除く。下段は交通切符等を用いたもの）	年(略)道 第号 年切符(略)道 第号
		前欄掲記の各罪の仮納付事件に係るもの（下段は交通切符等を用いたもの）	年(略)仮 第号 年切符(略)仮 第号
	刑の免除、無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの裁判により終結した被告事件の保管記録	死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係るもの	年(一)無 15年第号
		有期の懲役又は禁錮に当たる罪に係るもの	年(一)無 5年第号
		罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの	年(一)無 3年第号
上訴審で確定した被告事件に係る保管記録	刑に処する裁判により終結した被告事件の保管記録	死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する裁判に係るもの	年(上) 50年第号
		20年を超える有期懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの	年(上) 30年第号
		10年以上20年以下の有期懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの	年(上) 20年第号
		5年以上10年未満の有期懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの	年(上) 10年第号
		刑の一部の執行猶予を言い渡す裁判に係るもの	年(上) 8年第号
		5年未満の有期懲役又は禁錮に処する裁判（刑の一部の執行猶予を言い渡す裁判を除く。）に係るもの	年(上) 5年第号
	刑の免除、無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの裁判により終結した被告事件の保管記録	罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの	年(上) 3年第号
		死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係るもの	年(上)無 15年第号
		有期の懲役又は禁錮に当たる罪に係るもの	年(上)無 5年第号
		罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの	年(上)無 3年第号
	前記以外の保管記録		年(雜) 第号

(注) 保管期間を別途表示した場合は、これを省略することができる。

別表2

不 起 訴 記 録 の 区 分	保 存 番 号 等 の 表 示 の 方 式
事件事務規程第75条第2項 第16号から第18号及び 第20号の裁定主文に係る 不起訴記録であって記録事務 規程第25条の表第1号(2)に 該当するもの	年 <input checked="" type="radio"/> 嫌 第 号
事件事務規程第75条第2項 第16号から第18号及び 第20号の裁定主文に係る 不起訴記録であって記録事務 規程第25条の表第1号(1)及び 第26条に該当するもの	年 <input checked="" type="radio"/> 死 第 号
事件事務規程第75条第2項 第15号又は第19号の裁定 主文に係る不起訴記録	年 <input checked="" type="radio"/> 不 第 号
事件事務規程第75条第2項 第1号から第14号までの裁 定主文に係る不起訴記録	年 <input checked="" type="radio"/> 不 他 第 号
区検察庁の検察官がした不起訴処分に係る 道路交通法違反事件又は自動車の保管場所 の確保等に関する法律違反事件の不起訴記録	年 <input checked="" type="radio"/> 不 交 第 号

様式第1号（細則第4条）

(ア)	年		
(イ)			
(ウ)	～	(エ)	裁 判 書
号	号		綴
(オ)	年保管		

- 記載事項 1 (ア)には確定年次、(イ)には裁判書以外の保管記録の
保管期間等の別、(ウ)及び(エ)には保管番号、
(オ)には保管期間を記載する。
2 ○内には記録の区分に従い検事長要領第3、2
の表の記号を記載する。

様式第2号（細則第4条）

(ア)	年
(イ)	年保管
(ウ)	号
(エ)	号

記載事項 1 (ア)には確定年次、(イ)には保管期間、

(ウ)及び(エ)には保管番号を記載する。

2 ○内には記録の区分に従い検事長要領第3、2
の表の記号を記載する。

様式第3号（細則第5条）

保管記録保管期間延長決定書

年　月　日

検察庁
検察官

保管期間延長について、下記のとおり決定する。

記

1 保管記録

(1) 保管番号

(2) 罪名

(3) 被告人氏名

(4) 保管部分

被告事件の裁判書

被告事件の裁判書以外の記録

その他

2 決定

年　月間（　　年　月　日まで）保管期間を延長する。

3 理由

4 備考

取扱者

(注) 「保管部分」欄は、被告事件の裁判書、被告事件の裁判書以外の記録又は他のいずれかを□で囲むこと。

様式第4号（細則第6条）

再審保存記録決定相当通知書

年　月　日

検察庁保管検察官 殿

検察庁
検察官

下記被告事件の記録は、再審保存記録として保存するのが相当と思料されるので通知します。

記

1 被告事件

(1) 罪　　名

(2) 被告人氏名

(3) 起訴年月日

年　月　日

(4) 言渡年月日

年　月　日

(5) 確定年月日

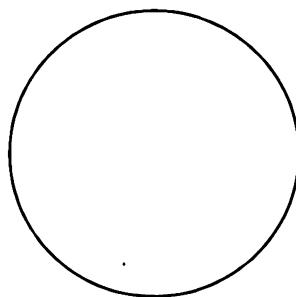
年　月　日

2 再審の請求が予測される理由

様式第5号（細則第20条）

(ア)

年



(イ)

年保存

(ウ)

号

}

(エ)

号

記載事項 1 (ア)には裁定年次、(イ)には保存期間、

(ウ)及び(エ)には保存番号を記載する。

2 ○内には不起訴記録の区分に従い検事長要領

第3、2の表の記号を記載する。

様式第6号（細則第22条）

不起訴記録保存期間延長決定書

年　月　日

検察庁
検察官

保存期間延長について、下記のとおり決定する。

記

1 不起訴記録

(1) 保 存 番 号

(2) 罪 名

(3) 被疑者氏名

2 決 定

年　月間（　　年　　月　　日まで）保存期間を延長する。

3 理 由

4 備 考

取扱者

様式第7号（細則第24条）

刑 事 参 考 記 錄 指定上申相当報告書
刑事参考不起訴記録

年 月 日

(部長等)

殿

検察庁
検察官

下記事件の記録は、**刑事参考記録**として指定上申するのが相当と思料されるので、報告します。

記

- 1 事件番号
年 檢 第 号
- 2 罪名（いわゆる事件名）
- 3 被告人又は被疑者氏名
- 4 処分年月日
年 月 日
- 5 判決年月日
年 月 日
- 6 確定年月日
年 月 日
- 7 事案の概要
- 8 指定上申するのが相当と認められる理由
 死刑に処する裁判により終結した被告事件
 国政を揺るがせた犯罪に係る事件
 犯罪史上顕著な犯罪に係る事件
 重要な判例となった裁判がなされた被告事件など法令の解釈適用上特に参考となる事件
 無罪の裁判により終結した被告事件のうち重要なもの
 検察審査会による起訴をすべき旨の議決に基づいて公訴が提起された被告事件
 その他全国的に社会の耳目を集めた犯罪に係る事件であって特に重要なもの

- (注) 1 事例に応じ、不要の文字を削ること。
2 「罪名」欄は、罪名が複数ある場合には主な罪名を記載すること。
3 「事案の概要」欄は、簡潔に記載すること。また、事案の概要については、裁判書、不起訴裁定書又は刑事関係報告規程の事件報告等の該当部分の写しを添付することにより、その記載に代えることができる。
4 「指定上申するのが相当と認められる理由」欄は、該当する□欄にレ点を付すること。なお、補足すべき参考事項があれば、簡潔に記載すること。

様式第8号（細則第25条）

刑 事 参 考 記 錄
指定相当
選定上申書
刑事参考不起訴記録

年 月 日

東京地方検察庁検事正 殿

検察庁
検察官

刑 事 参 考 記 錄
下記事件の記録は、 として指定方上申するのが相当と思料
刑事参考不起訴記録
されるので、選定方上申します。

記

- 1 事件の記録目録
別紙のとおり。
- 2 事案の概要
別添「刑事参考記録・刑事参考不起訴記録指定上申相当報告書記載」のとおり。
- 3 指定上申相当理由
別添「刑事参考記録・刑事参考不起訴記録指定上申相当報告書記載」のとおり。

取扱者

(注) 事例に応じ、不要の文字を削ること。

様式第8号（細則第25条）
別紙

刑事参考記録指定上申相当記録目録			
番号	罪名（いわゆる事件名）	被告人氏名	保管満了日 (判決年月日)

刑事参考不起訴記録指定上申相当記録目録			
番号	罪名（いわゆる事件名）	被疑者氏名	保存満了日

（注）
1. 事例に応じ、个別の又は複数の件を削ること。
2. 「保管満了日（判決年月日）」、「保存満了日」の欄は、判決確定前の場合は判決年月日を記載
1. それ以外の場合には 保管又は保存満了日を記載すること

様式第8号の2（細則第26条の2）

刑 事 参 考 記 錄

指定要望申出事件指定不要報告書

刑事参考不起訴記録

年 月 日

東京地方検察庁検事正 殿

検察庁

検察官

下記事件の記録は、
 刑事参考記録
 刑事参考不起訴記録
として指定不要と思料されるので、報
告します。

記

1 被告人又は被疑者氏名

2 罪 名

3 裁判又は処分年月日

年 月 日

4 事案の概要

5 判決又は処分内容

6 指定不要と判断した理由

7 備 考

(注) 事例に応じ、不要の文字を削ること。

様式第9号（細則第25条）

刑事参考記録等指定通知書

年 月 日

部長殿
支部長殿
管内区検察庁の長 殿

東京地方検察庁総務部長

下記事件の記録は、刑事参考記録等として指定を受けたので、通知します。

記

1 氏名

2 罪名（いわゆる事件名）

3 刑名刑期等（裁定主文）

4 確定年月日（裁定年月日）

年 月 日

5 保管（存）期間の終期

年 月 日

6 冊数

7 犯罪事実の概要及び上申理由

別添「刑事参考記録等指定上申書」記載のとおり。

8 その他参考事項

取扱者

様式第10号（細則第27条）

指定解除相当刑事参考記録等選定上申書

年　月　日

東京地方検察庁検事正 殿

東京地方検察庁総務部長

下記の記録は、刑事参考記録（刑事参考不起訴記録）の指定解除方上申するのが
相当と思料するので、選定方上申通知します。

記

1 氏名

2 罪名（いわゆる事件名）

3 刑名刑期等（裁定主文）

4 確定年月日（裁定年月日）

年　月　日

5 保存開始年月日

年　月　日

6 冊数

7 犯罪事実の概要

別添「刑事参考記録等指定上申書」記載のとおり。

8 指定理由の要旨

9 上申理由及び参考事項

取扱者

（注）事例に応じ、不要の文字を削ること。

様式第11号（細則第34条）

検査・公判参考記録保存簿

保存番号					
保存開始年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
罪名					
氏名					
刑名刑期等 (裁定主文)					
確定年 (裁定年)	年	年	年	年	年
引継年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
参考理由 の要旨					
備考					

捜査・公判参考記録廃棄目録

貸出番号
地検
区検
不起訴

様式第13号（細則第35条）

記録借出票

借用者	依頼年月日	年 月 日		
	所属部署			
	部屋番号			
	官職・氏名			
	取扱者	(内線)		
借出記録	検察庁			
	保管(存)番号		保管(存)区分	
	被疑者 被告人			
	借用理由			
	備考			
貸出記録	保管(存) 区分・番号			
	冊数・内訳			
	格納場所			
	返還年月日 記録受領者		格納年月日 記録格納者	

-
- (注) 1 借用者は、太枠内を略記せずに記載すること。
2 記録担当者は、必要に応じて太枠外を記載すること。
3 「保管（存）番号」・「保管（存）区分」欄は、検察システムと同様の記載をすること。
4 保管（存）番号が記載された検察システム写しを添付すること。
5 検察システムに登録がない場合で前科調書がある場合は、その写しを添付すること。

赤刷り

様式第14号（細則第36条）

記 錄 貸 出 票

(表・裏)

				不起訴
	年() 保管(存)第号	検察庁 課・担当 検察官 事務官		確定 不提出 不起訴

様式第15号（細則第36条）

（赤色）

貸出付箋
年月日
第 <u> </u> 号
貸出期限
年月日
貸出期限内に
記録担当事務官
に返還すること。
検察庁
記録担当

様式第16号（細則第43条）

裁判書謄本等請求書

年　月　日

検察庁保管検察官 殿

（所属部署・部屋番号）

（官職・氏名）

（取扱者）

内線

謄本

のため必要につき、下記の裁判書 抄本 を 通請求する。
写し

記

- 1 検 察 庁
- 2 保 管 番 号
- 3 保 管 区 分
- 4 被 告 人 氏 名
- 5 備 考

(注) 1 事例に応じ、裁判書の種別を□で囲むこと。

- 2 保管番号、保管区分及び被告人氏名欄は、「検察システム写しのとおり」等と略記せず、保管番号及び保管区分欄は、検察システムと同様の記載をすること。
- 3 保管番号が記載された検察システム写しを添付すること。
- 4 検察システムに登録がない場合は、前科調書写しを添付すること。

裁判書謄本・抄本交付等嘱託書

年 月 日

検察庁

殿

検察庁保管検察官

下記被告事件に係る裁判書 謄本
抄本 を送付し、その交付及び手数料徴収に関する
事務を嘱託します。

記

1 被告人

(1) 本(国)籍

(2) 氏名

(3) 生年月日

年 月 日

2 裁判の内容

(1) 裁判年月日

年 月 日

(2) 確定年月日

年 月 日

(3) 言渡裁判所

裁判所

(4) 罪名

(5) 刑名・刑期

3 備考

取扱者

(注) 事例に応じ、不要の文字を削ること。

裁判書謄本・抄本交付等嘱託回答書

年 月 日

検察庁保管検察官 殿

検察庁

年 月 日付けをもって嘱託のあった標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

- | | |
|---------|-----------|
| 1 被告人氏名 | |
| 2 交付年月日 | 年 月 日 |
| 3 納付方法 | 現金 ・ 収入印紙 |
| 4 納付費用 | 枚 円 |
| 5 備考 | |

取扱者

（注）事例に応じ、納付方法の種別を□で囲むこと。